

陳 情	受 理 番 号	80	受 理 年 月 日	令和4年9月22日	付 託 委員会	総 務
件 名	国民保護の特殊標章について、早急にテレビ、ラジオ等のメディアを活用し、その存在と重要性を啓発することを求めることについて					

**国民保護の特殊標章について、早急にテレビ、ラジオ等のメディアを活用し、
その存在と重要性を啓発することを求める陳情**

台湾・尖閣有事の際、石垣市、宮古島市、並びに与那国町の住民を沖縄本島以北へ避難させることが計画されている。しかし、多くの県民は国民保護法の存在すら知らない。特に、多くの県民は、武力攻撃事態においても、災害時と同じように自衛隊を頼りに避難すれば良いものと勘違いしている。有事においては、自衛隊は敵の攻撃対象になることから、部隊の存在するところに避難してしまうと、逆に攻撃に巻き込まれてしまうことになる。また、有限な自衛隊の戦力を国民保護に割いてしまい戦力を弱体化させてしまうことになる。

現在の国際人道法では、文民と軍隊とを分離し、適切に文民保護を行う「軍民分離の原則」が存在し、それは紛争当事国の責務となっている。ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書において、国民保護にかかわる者や車両、場所を識別するために使用する特殊標章が定められている。オレンジ色に青の正三角形の特殊標章である。日本においては、国民保護法により定められ、県民は、武力攻撃事態において、県が発効した特殊標章を付けた職員、車両、施設を頼りにして避難しなければならない。沖縄県においては、国民保護の任務は、第一義的に沖縄県及び市町村が担う事になっている。

各市町村が作成した国民保護計画では、市町村は、非常時において住民が迅速、かつ的確に行動できるように啓発に務めるものと定められている。

よって、武力攻撃事態において、住民が迷うことなく、特殊標章を認識し、速やかな避難行動を取ることができるよう、以下陳情する。

-----記-----

1. 国民保護の特殊標章について、早急かつ継続的に、市の広報等で、その存在と重要性を啓発すること。
2. 国と連携してそのための十分な予算を確保すること。

以上